外来腫瘍化学療法診療料1にかかる掲示事項について

当院は外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行うにあたり以下の体制を 整備しています。

1. 医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制

連絡先:0827-34-1000

- 2. 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制
- 3. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を月1回開催(当該委員会は化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもの)

